

サンタの森づくりパートナーズ

基本協定書

北央道路工業株式会社

広尾町

平成26年9月22日

サンタの森づくりパートナーズ基本協定書

広尾町（以下、「甲」という。）と北央道路工業株式会社（以下、「乙」という。）は、森林整備（以下、「サンタの森づくり」という。）を協働で進めることについて、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙がサンタの森づくりを協働で進めることを目的として、基本的な事項を定めるものとする。

（協定の有効期間）

第2条 この協定の有効期間は、4月1日に始まり翌年3月31日までの1年間とし、甲、乙とも本、基本協定の継続を希望するときは、3月31日をもって更新ことができ、年の途中で協定を結んだ場合も同様とする。

本、基本協定締結日から平成27年3月31日までとする。

2 甲または乙が、基本協定を解消しようとするときは、30日前までに通知するものとする。通知がないときは以後1年間継続するものとする。

（甲の責務）

第3条 乙は、サンタの森づくりに係る協賛金を、甲に対して提供する。

2 前項の協賛金の額、支払時期、方法等については、甲、乙が別途協議のうえ定めるものとする。

3 甲は、乙から提供のあった協賛金については、乙の意向を尊重し、サンタの森づくり及びこの協定に付随する事業に係る経費に充てるものとし、適切かつ適正に使用する。

（制度準拠）

第4条 サンタの森づくりについては、甲の森林整備計画に準拠したものとする。

2 サンタの森づくりによる温室効果ガス吸収量の査定等に関しては、オフセット・クレジット（J-V E R）制度に準拠して行うものとする。

（オフセット・クレジット（J-V E R）の移転引渡）

第5条 甲は乙に対し、オフセット・クレジット（J-V E R）（以下、「J-V E R」という。）の移転引渡しを行う。乙は甲からのJ-V E R移転を無効化証明書によって確認する。

（疑義等の解決）

第6条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙が協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年9月22日

甲：広尾郡広尾町西4条7丁目1

広尾町長

村瀬 優



乙：札幌市東区北8条東1丁目1番35号
北央道路工業株式会社

代表取締役社長

澤口 二郎

